

子育第1009001号
令和 6年10月 9日

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

処分庁 大分県宇佐市長

上記審査請求人から令和6年5月21日付け（受付日：令和6年5月21日）で提起された宇佐市情報公開条例（平成17年3月31日条例第18号。以下「条例」という。）第13条の規定による宇佐市長による行政文書不開示決定（子育第0418002号）の処分に係る審査請求については、宇佐市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を得て次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 令和6年4月16日、審査請求人は、宇佐市長に対して行政文書開示請求をした。
- 2 令和6年4月18日、宇佐市長は審査請求人に対し、行政文書不開示決定（子育第0418002号）の処分をした。
- 3 令和6年5月21日、審査請求人は、不開示決定（子育第0418002号）とした処分の取消しを求める審査請求をした。
- 4 令和6年6月14日、実施機関は審査請求人に対し、弁明書（子育第0614001号）の送付を行った。同日、宇佐市長は審査会に対し、諮問（子育第0614009号）を行った。
- 5 令和6年7月8日、審査請求人は宇佐市長に対し、反論書の提出を行った。同日、宇佐市長は審査会に対し、反論書（写し）の提出を行った。
- 6 令和6年9月30日、審査会は宇佐市長に対し、諮問（子育第0614009号）に応じ答申を決定した。

第2 審査請求の趣旨

令和6年4月16日付けで行った「宇佐市○○児童クラブ○○における、令和6年2月と3月のそれぞれ職員毎の労働日数と各日における労働時間数の開示を求める。（氏名等記載不要）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求について、開示しないと決定した子育第0418002号の

処分について、「処分を取り消す」との裁決を求める。

第3 審理関係人の主張の要旨

【審査請求人の主張】

審査請求人はおおむね次のとおり主張し、本件不開示決定の取消しを求めている。

1 審査請求の理由の要旨

- ・ 開示しない理由として「個人が特定できる場合は、情報公開条例第7条第2号に該当するため開示できません」と、記載しているが、数人いる職員の氏名等の記載なく特定できるとしているのは、拡大解釈としか思えない。具体的理由や根拠がない。
- ・ 児童クラブの運営は、ほとんどが国や県、市からの補助金で運営されており、適正に運営されているか、市民として確認する権利があると思われる。
- ・ 児童クラブが正常に運営され、必要な人員が配置されているのであれば、勤務時間等の公開は何ら個人の権利利益を害するものではないと思われる。反対に市民の知る権利が、損なわれている。

2 審査請求人の実施機関の弁明に対する反論の要旨

- (1) 条例第7条第2号について
該当しないと考える。
- (2) 条例第7条第2号ただし書きについて
該当すると考える。

【宇佐市長の主張】

処分庁は以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

1 条例第7条第2号関係

(1) 本文の該当性について

ア 個人に関する情報であるか

本件対象文書には、氏名、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間が記載されており、個人に関する情報である。

イ 開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるか

氏名を不開示としてもその職責や担う業務から特定個人を識別することができ、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) ただし書の該当性について

アからオについて、いずれも該当しない。

第4 裁決の理由及び結論

【裁決の理由】

1 本件に係る条例の規定について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを「不開示情報」として規定している。

2 本件対象文書について

児童クラブ職員の氏名、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間が記載された出退勤記録表（仮称）として特定した。

3 本件処分について

（1） 条例第7条第2号本文の該当性

ア 「特定の個人を識別することができる」情報であるか

本件対象文書には、児童クラブ職員の氏名、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間が記載されている。氏名を不開示としてもその職責や担う業務から特定個人を識別することができ、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある、個人に関する情報である。

イ 「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるか

本件対象文書には、児童クラブ職員の氏名のほか、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間が記載されている。仮に、本件対象文書の氏名以外の情報のみで特定の個人を識別することができないと捉えたとしても、個人の生活時間帯等を公開することにより、プライバシーを不当に侵害することとなり、個人の権利利益を害する恐れがあると考ええる。

以上の理由から条例第7条第2号本文前段及び後段に該当すると判断する。

（2） その他審査請求人の主張

審査請求人はその他諸々主張するが、いずれも裁決を左右するものではない。

【裁決の結論】

審査請求人が開示を求める「宇佐市〇〇児童クラブ〇〇における、令和6年2月と3月のそれぞれ職員毎の労働日数と各日における労働時間数の開示を求める。（氏名等記載不要）」については、条例第7条本文に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であり不開示情報に該当する。よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月9日

審査庁 大分県宇佐市長 是永 修治